

学 内 職 第 6 号
令和 7 年 4 月 7 日

各 部 局 等 の 長
殿
大学本部の各部（室）長

学 長
(公印省略)

令和 7 年度職員定期健康診断及び特殊健康診断等の実施について（通知）

標記のことについて、労働安全衛生法第 66 条及び琉球大学安全衛生管理規程第 14 条に基づき、下表のとおり職員定期健康診断及び特殊健康診断等※を実施します。

年一回の定期健康診断受診は法令義務ですので、対象者はもれなく受診するよう貴下職員へ御周知ください。文科省共済組合人間ドックの受診者は、健診結果の写しを本学に提供することで定期健康診断の代替とすることが可能です。

また、労働安全衛生法第 66 条の 7 に基づき、各種健康診断結果に関し、産業医・産業保健師による保健指導が行われる場合があります。

※有害な物質等を使用する業務に従事する者は、特殊健康診断等を 6 月以内ごとに 1 回、受診する必要があります。

<表>

令和 7 年度	6 月期 (定期・特定・ 特殊)	12 月期 (特定・特殊)	受付時間	健診会場
千原事業場	6/16(月)～ 20(金) 計 5 日間	12/1(月)・ 2(火) 計 2 日間	8:30～11:00	全保連ステーション (大学会館) 3 階 特別会議室
西普天間事業場 (医学部・病院等)	6/4(水)～ 11(水) ※土日除く 計 6 日間	12/3(水)～ 9(火) ※土日除く 計 5 日間	8:00～11:30 13:00～15:00	管理・研修棟(D棟) 4 階 大会議室 ※12 月期は場所未定

下記職員課 HP においても健康診断についてご確認いただけます。

<https://pws.skr.u-ryukyu.ac.jp/pws/index.php/healthcare/>

以上

【本件担当】

総務部職員課職員係（保健管理センター）

内線：8669